

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和元年十二月十八日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則一七―〇―一三一

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表外務省の内部部局の項中「国際平和協力室長 海上安全保障政策室長 宇宙・サイバー政策室長」を「国際平和・安全保障協力室長 宇宙・海洋安全保障政策室長 新安全保障課題政策室長」に改める。

別表農林水産省の内部部局の項中「多面的機能支払推進室長」を「多面的機能支払推進室長 防災・減災対策室長」に改める。

別表備考第一項中「令和元年八月三十一日」を「令和元年十一月三十日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。